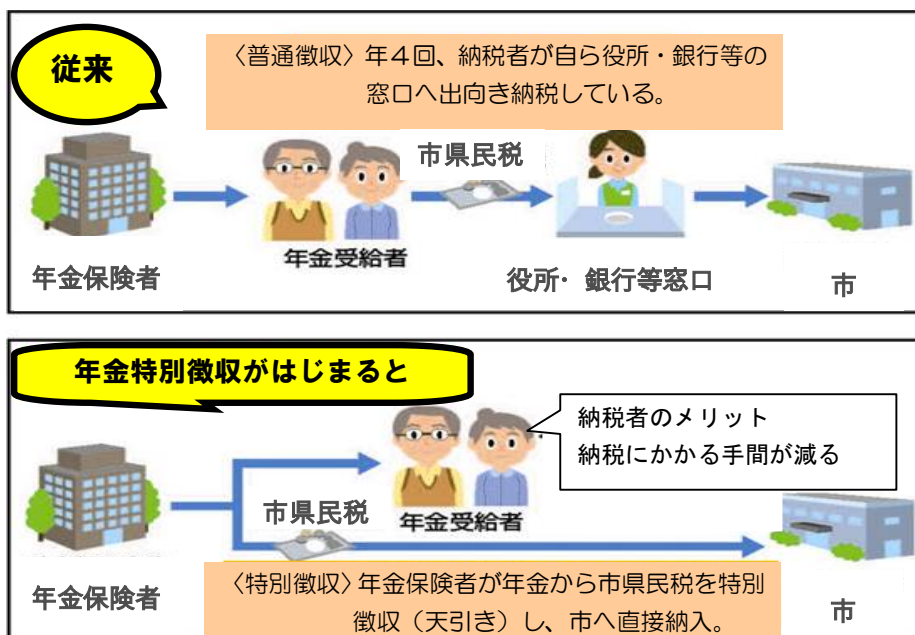


65歳以上の公的年金の受給者で 市県民税を納税されている方にお知らせです

10月以降、年金にかかる市県民税は公的年金から特別徴収されます。

65歳以上の方が受け取られる年金にかかる市県民税は、公的年金から特別徴収（天引き）され、年金の支払いをする年金保険者が直接、市に市県民税を納めることとなります。



※初年度（65歳になった年度）については、6月・8月は普通徴収（同封の納付書で窓口納付、または口座振替）の方法によりご自身で納付いただくこととなりますので、ご注意ください。

また、口座振替の方については、口座番号等の確認をお願いいたします。

公的年金からの特別徴収の対象となる方

4月1日現在、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方。

（遺族年金・障害年金は非課税のため除きます。）

⚠️ ただし、以下に該当する方は年金からの特別徴収の対象となりません。


1. 市県民税額が、特別徴収の対象とされた年金の額を超える方。
2. 介護保険料が年金から特別徴収されていない方。

対象となる税額

公的年金の所得にかかる税額のみが老齢基礎年金等から徴収されます。

⚠️ 給与・不動産など、他の所得にかかる市県民税額については、従来どおり普通徴収（納付書で納めるか口座振替）または給与からの特別徴収となります。

公的年金所得にかかる市県民税の徴収方法

●**初年度**  年度の前半と後半で徴収方法が異なります。

<前半>


年金所得にかかる税額の半分を6月と8月に納めていただきます。(普通徴収)

<後半>

年金所得にかかる税額の残りの半分は、公的年金(10, 12, 2月支給分)から特別徴収されます。

(例) 平成22年度 公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収		年金からの特別徴収		
	年税額の1/2		年税額の1/2		
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

●**翌年度以降**  年6回の公的年金支給時に特別徴収されます。

<前半>


前半3回(4, 6, 8月)は、前年度10, 12, 2月の公的年金から特別徴収された税額に相当する額を仮特別徴収します。


<後半>


年金所得の年税額から仮特別徴収税額(前半3回分)を差し引いた残りの税額を3回(公的年金支給月10, 12, 2月)に分けて年金から特別徴収されます。


(例) 平成23年度以降 公的年金所得にかかる年税額が54,000円の場合

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	年金からの仮特別徴収			年金からの特別徴収		
	前年度10, 12, 2月相当額			年税額を算定し、 仮特別徴収税額を差し引いた残額		
税額	10,000円	10,000円	10,000円	8,000円	8,000円	8,000円

 納付方法が従来と一部変更となるだけで、税負担額が増えるものではありません。

 2つ以上の公的年金を受給している場合は、全ての公的年金にかかる税額が、老齢または退職を支給事由とする年金のうち、介護保険料が引かれている年金から特別徴収されます。

 公的年金の特別徴収の対象に該当する方が、この分について普通徴収を選択することはできません。

 市外へ転出された、年度の途中で公的年金にかかる市県民税の税額が変更になった場合などは、特別徴収は中止となり、残りの税額が普通徴収に切り替わります。なお、この場合、中止となった年度の次年度を初年度として特別徴収が再開されます。